

新潟市障がい者地域自立支援協議会設置要綱

(設置)

- 第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第77条に基づく相談支援事業をはじめとする地域の障がい福祉に関するシステムづくりに関し、中核的な役割を果たす定期的な協議の場として、新潟市障がい者地域自立支援協議会（以下「市協議会」という。）を設置する。
- 2 各行政区における障がい福祉に係る地域課題等を協議するため、区ごとに区障がい者地域自立支援協議会（以下「区協議会」という。）を設置する。区ごとに置く区協議会の名称は、別表に掲げるとおりとする。

(協議事項)

- 第2条 市協議会及び区協議会（以下「協議会」という。）は、次に掲げる事項に関する協議及び調整を行うものとする。
- (1) 処遇困難事例への対応のあり方に関すること
 - (2) 地域の関係機関によるネットワーク構築等に関すること
 - (3) 地域の社会資源の開発及び改善に関すること
 - (4) 障がい福祉サービス利用に係る相談支援事業者の中立・公平性の確保するため運営評価等に関すること
 - (5) 地域生活の支援体制の充実に向けた地域課題への対応に関すること
 - (6) 障害者計画等の進捗状況の評価及び進行管理に関すること
 - (7) その他協議会が必要と認めること

(構成等)

- 第3条 協議会は、次に掲げる者のうちから市長が依頼する委員で構成する。
- (1) 相談支援事業・障がい福祉サービス事業関係者
 - (2) 保健・医療関係者
 - (3) 教育関係機関担当者
 - (4) 雇用関係機関担当者
 - (5) 地域包括支援センター担当者
 - (6) 社会福祉協議会担当者
 - (7) 関係行政機関の職員
 - (8) 障がい当事者、障がい児の保護者又は障がい者関係団体に属する者
 - (9) その他市長が必要と認める者
- 2 市長が必要があると認めるときは、協議会の構成員として特別アドバイザーを置くことができる。

(会長及び副会長)

- 第4条 協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選によって定める。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、委員のうちから会長が指名する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長が欠けたとき又は会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員の再任は、これを妨げない。

(会議)

第6条 協議会の各会議は会長が招集し、全体会において会長は、その議長となる。

- 2 会長が特に必要と認めるときは、各会議に委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(部会)

第7条 協議会は、専門の事項を協議等するため、部会を置くことができる。

- 2 部会に属する委員は、会長が指名する。

(個人情報の保護)

第8条 協議会の関係者は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職務を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第9条 市協議会の庶務は、新潟市福祉部障がい福祉課において処理する。

- 2 区協議会の庶務は、当該区協議会が置かれる区の区役所健康福祉課で処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成19年12月1日から施行する。

(委員の任期の経過措置)

- 2 平成21年3月31日以前に任命された委員の任期は、第5条の規定にかかわらず、同日までとする。

(会議開催等の経過措置)

- 3 協議会の会長及び副会長が定まるまでの間は、第6条第1項及び第2項の会長の職務は、障がい福祉課長が行うものとする。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

(委員の任期の経過措置)

- 2 平成22年3月31日以前に任命された委員の任期は、第5条の規定にかかわらず、同日までとする。

別表（第1条関係）

名称
北区障がい者地域自立支援協議会
東区障がい者地域自立支援協議会
中央区障がい者地域自立支援協議会
江南区障がい者地域自立支援協議会
秋葉区障がい者地域自立支援協議会
南区障がい者地域自立支援協議会
西区障がい者地域自立支援協議会
西蒲区障がい者地域自立支援協議会

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。